DAISHIN DISCLOSURE



ごあいさつ

皆様方には、平素より「だいしん」大分信用金庫をご愛顧いただき まして誠にありがとうございます。

私ども「だいしん」は、大正11年に創業以来、相互扶助の理念に基づく協同組織金融機関として、地域に密着した健全経営を行ってまいりました。

さて、今上半期におけるわが国を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が大きく制限され、企業収益の悪化





⋛ — 長

理事長

や飲食・宿泊をはじめとした個人消費の低迷など、私たちが経験したことのない影響が随所にみられました。

このような情勢の中、当金庫におきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客さまが、資金繰りなどに重大な支障が生じないよう、親切かつ丁寧な経営相談により、関連機関との連携を図りながら、必要な資金はもとより、金融面のサポート要請に、役職員一丸となって迅速、適切、柔軟に対応して参りました。

この結果、令和2年9月末現在の業績は、預金残高2,267億8千万円、貸出金残高963億1千2百万円、厳しい収益環境の中で当期純利益3千万円を確保、金融機関の健全性を示す自己資本比率は、国内基準4%の5倍を堅持し23.02%となりました。

これもひとえに皆様方のご理解ご協力のお陰と存じ、心から感謝致しますとともに、「迷わず信用金庫する」理念のもとに、今後ともお客様の利便性向上と地域社会の繁栄に貢献してまいりますので、何卒よろしくご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

この半期ディスクロージャー誌は、地域金融機関としての情報開示や説明責任を果たす意味で、主要な財務内容等の状況について開示しているものであります。

皆様方におかれましては、是非とも本冊子をご高覧頂き、少しでも「だいしん」へのご理解を深めて頂ければ幸 甚に存じます。

令和2年11月

会長山上博賞理事長和田政則

経営理念

- 1. 地元産業の発展に寄与する
- 2. 利益を得たいが他人の利益を先にする
- 3. 内容を堅実にし待遇の優れた金庫とする
- 4. 五訓精神の徹底を期する

五 •

- 時間を徒らに費やすな
- 物を粗略にするな
- ・ 如何なる仕事も楽しみて勤めよ
- 人に親切にし誠をつくせ
- 吾身を省み人をそしるな

経営方針

金融機関を取り巻く環境は依然として厳しく、信用金庫業界においても自己責任原則に基づく経営の健全性、信頼性向上への要請が一段と強まってきています。

こうした情勢のもとで、地域限定・中小企業専門・協同組織たる信用金庫の機能発揮がますます強く求められるものと認識し、経営の合理化、効率化を推進するとともに各種リスク管理の徹底、経営基盤拡大を重要課題とし、「迷わず信用金庫する」をモットーに「自立と共生」の精神で、「健全経営」と「地域貢献」に更なる努力を重ねて参る所存です。

シンボルマーク



矢車草は日本古来のゆかしい、多くの人に愛されてきた親しみ溢れる草花です。小さな花弁が集まってひとつの花ができているように、人と人との出会いから生まれる小さな輪がだんだんと膨らんで大きく成長し、やがてコミュニティという花を咲かせます。私たちは、この小さな出会いを大切に考え公共性豊かな金融機関として地域社会に奉仕し、よりよい環境づくりの中心になりたいと考えています。信頼される地域のコミュニケーションが私たちの願いです。

TOPICS トピックス 2020.4 ▶ 2020.9

4月……

1日 令和2年度新入職員入庫式 Ph1

30日 個人ローン推進ツールのQRボード作成



2~6日 **GW期間中**

新型コロナウイルス休日相談窓口の設置

26日 営業支援システム導入会議実施



15日 「信用金庫の日」全店一斉清掃ボランティア活動実施

26日 第99期通常総代会



1日 受動喫煙対策、全役職員の健康増進を目的に 「全店敷地内全面禁煙」へ移行

16日 第2回女性活躍推進委員会主催の勉強会実施 (Ph2)

28日 タブレット端末によるTV会議システム導入

3日 全店参加タブレット端末によるTV会議実施 Ph3

18日 得意先担当者基礎研修実施

25日 ケーブルテレビ佐伯でTVCM放送開始



9月25日よりケーブルテレビ佐伯で当金庫CM放送が開始されました。テーマはお客様の「夢かなえる」 で、窓口と得意先の2篇です。



結婚資金の相談に来店されたお客様役の大野タカシさんへ、 フリーローンをご案内する当庫職員(新屋敷支店・窓口担当者)



マイホームを夢みるお客様役の大野タカシさんへ、住宅ロー ンの相談にのる当庫職員(渡町台支店・得意先担当者)

■当金庫の概要 (今和2年9月末現在)

●創 業…大正11年11月

●本店所在地…大分市大道町3丁目4番42号

●預 金…226,780百万円

■貸 出 金…96,312百万円

●出 資 金…687百万円

●会員数…33,733名

●店舗数…24店舗

■常勤役職員数…219人

■主要な経営指標の推移

(単位:百万円、人)

<預金、貸出金等の推移>				(単位:白万円、人)
へ 慎並、負山並寺の推修/	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末	前年同期比
預 金 残 高	214,719	215,488	226,780	12,061
貸 出 金 残 高	90,512	91,928	96,312	5,800
有 価 証 券 残 高	68,034	66,391	70,584	2,549
預 け 金 残 高	74,996	75,062	77,953	2,597
総 資 産 額	238,860	238,604	249,880	11,020
出 資 総 額	686	687	687	0
常勤役職員数	211	203	219	8

注・総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

(単位:百万円)

<収益及び利益等の推移>				(単位:白万円)
へ収益及び利益等の推修/	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末	前年同期比
経 常 収 益	1,593	3,048	1,459	△134
経 常 利 益	167	207	69	△98
業 務 純 益	187	230	43	△143
実質業務純益	192	267	43	△148
コア業務純益	53	129	43	△10
コ ア 業 務 純 益	53	129	43	△10
当 期 純 利 益	110	147	30	△79

■会員の状況

(単位:人)

区分	令和2年3月末	令和2年9月末	期首比
法 人 会 員	4,315	4,337	22
個 人 会 員	29,439	29,396	△43
(個人事業主)	(3,514)	(3,619)	(105)
合 計	33,754	33,733	△21

■自己資本の充実の状況について

<自己資本の構成に関する事項>

日口貝中の開放に関する事項と
コア資本に係る基礎項目
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額
うち、出資金及び資本剰余金の額
うち、利益剰余金の額
うち、外部流出予定額(△)
うち、上記以外に該当するものの額
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額
うち、適格引当金コア資本算入額
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る 基礎項目の額に含まれる額
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の 額に含まれる額
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額 のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額
コア資本に係る基礎項目の額(イ)

(単位:百万円、%)

			(単位:百万円、%)
令和2年 3月末	経過措置による 不算入額	令和2年 9月末	経過措置による 不算入額
20,016		20,046	
687		687	
19,342		19,359	
13		_	
_		_	
282		279	
282		279	
_		_	
_		_	
-		_	
187		140	
20,485		20,466	

DAISHIN DISCLOSURE

(単位:百万円、%)

	令和2年 3月末	経過措置による	令和2年 9月末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る調整項目	373710	不算入額	373710	个异八朗
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを				
除く。)の額の合計額	23	_	20	_
うち、のれんに係るものの額				_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外の額	23	_	20	_
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		_		_
適格引当金不足額		_		_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		_		_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		_		_
前払年金費用の額	109	_	109	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		_		_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_		_
小数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_	_	_
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		_		_
特定項目に係る10%基準超過額		_		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに				
関連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に				
関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に	-		-	
関連するものの額	_	_	_	_
特定項目に係る15%基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに				
関連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に				
関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に				
関連するものの額		_		_
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	133		129	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	20,352		20,336	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	82,166		83,416	
資産(オン・バランス)項目	80,597		81,915	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6		△6	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージ				
ャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から	△1,050		△1,050	
経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額	1,043		1,043	
オフ・バランス項目	1,568		1,500	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,918		4,918	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額(二)	87,084		88,334	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))	23.37		23.02	

注・自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する 銀行法第14条2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の 状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、新告示に基づく開 示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■有価証券の時価情報

<売買目的有価証券>該当ありません

<満期保有目的の債券>

(単位:百万円)

区分			令和2年3月末			令和2年9月末		
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額	
	国債	3,400	3,454	54	2,800	2,836	36	
	地方債	_	_	_	_	_	_	
時 価 が 貸 借 対 照 表	短期社債	_	_	_	_	_	_	
計上額を超えるもの	社債	12,498	12,557	59	16,399	16,447	48	
	その他	_	_	_	300	300	0	
	小 計	15,898	16,012	113	19,499	19,583	84	
	国債	_	_	_	_	_	_	
	地方債	_	_	_	_	_	_	
時 価 が 貸 借 対 照 表	短期社債	_	_	_	_	_	_	
計上額を超えないもの	社債	7,500	7,491	△8	2,400	2,397	△2	
	その他	1,500	1,339	△160	1,500	1,434	△65	
	小計	9,000	8,830	△169	3,900	3,832	△67	
合 計		24,898	24,843	△55	23,399	23,416	16	

注 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

くその他有価証券>

(単位:百万円)

(手座・口刃)								
区分			令和2年3月末			令和2年9月末		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	
	株式	_	_	_	_	_	_	
	債券	38,426	36,815	1,610	42,529	41,033	1,495	
貸借対照表	国債	32,923	31,434	1,488	36,397	35,022	1,374	
計上額が	地方債	_	_	_	_	_	_	
取 得 原 価 を	短期社債	_	_	_	_	_	_	
超 え る も の	社債	5,503	5,381	121	6,132	6,011	120	
	その他	200	200	0	1,853	1,800	53	
	小 計	38,626	37,015	1,610	44,383	42,833	1,549	
	株式	_	_	_	_	_	_	
	債券	1,876	1,914	△38	2,764	2,808	△ 44	
貸借 対 照 表	国債	_	_	_	_	_	_	
計上額が	地方債	_	_	_	_	_	_	
取 得 原 価 を	短期社債	_	_	_	_	_	_	
超えないもの	社債	1,876	1,914	△38	2,764	2,808	△ 44	
	その他	951	1,000	△48	_	_	_	
	小 計	2,828	2,914	△86	2,764	2,808	△ 44	
合 計		41,454	39,930	1,523	47,148	45,642	1,505	

注 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

く時価を把握することが

極めて困難と認められる有価証券>

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和2年9月末
区 分	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	28	28
投資事業有限責任組合出資	9	8
合 計	37	36

注 非上場株式および投資事業有限責任組合出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

^{2.}上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

^{3.} 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

^{2.}上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

^{3.}時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■貸出金残高業種別内訳

(単位:百万円、%)

	ź	和2年3月	₹	4	令和2年9月末			期首比		
業種	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比	
製 造 業	166	3,161	3.43	175	3,399	3.52	9	238	0.09	
農業、林業	17	322	0.35	18	298	0.30	1	△24	△0.05	
漁業	13	177	0.19	14	153	0.15	1	△24	△0.04	
鉱業、採石業、砂利採取業	4	367	0.39	4	363	0.37	0	△4	△0.02	
建 設 業	677	9,169	9.97	710	10,515	10.91	33	1,346	0.94	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_	_	_	-	
情報通信業	7	75	0.08	8	152	0.15	1	77	0.07	
運輸業、郵便業	52	1,155	1.25	52	1,314	1.36	0	159	0.11	
卸 売 業	115	2,950	3.20	125	3,480	3.61	10	530	0.41	
小 売 業	425	5,495	5.97	447	6,119	6.35	22	624	0.38	
金融 化保険業	25	1,170	1.27	23	1,102	1.14	△2	△68	△0.13	
不 動 産 業	489	20,603	22.41	502	20,771	21.56	13	168	△0.85	
物品質貸業	5	96	0.10	6	126	0.13	1	30	0.03	
学術研究、専門・技術サービス業	23	171	0.18	20	176	0.18	△3	5	0.00	
宿 泊 業	12	803	0.87	13	808	0.83	1	5	△0.04	
飲 食 業	260	1,682	1.82	304	2,054	2.13	44	372	0.31	
生活関連サービス業、娯楽業	213	1,923	2.09	229	2,363	2.45	16	440	0.36	
教 育 、学 習 支 援 業	21	281	0.30	21	367	0.38	0	86	0.08	
医療 · 福祉	42	665	0.72	47	689	0.71	5	24	△0.01	
その他のサービス	285	2,577	2.80	310	3,063	3.18	25	486	0.38	
国 · 地 方 公 共 団 体	5	5,367	5.83	5	5,715	5.93	0	348	0.10	
個 人	9,032	33,712	36.67	8,656	33,276	34.55	△376	△436	△2.12	
合 計	11,888	91,928	100.00	11,689	96,312	100.00	△199	4,384		

■金融再生法開示債権額

(単位:百万円、%)

	令和25	年3月末	令和25	年9月末	期	期首比		
	残 高	総与信に占める割合	残 高	残 高 総与信に占める割合		比 率		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,216	2.35	2,221	2.25	5	△0.10		
危 険 債 権	2,495	2.65	2,575	2.61	80	△0.04		
要管理債権	381	0.40	364	0.37	△17	△0.03		
小 計 (A)	5,093	5.41	5,161	5.24	68	△0.17		
正 常 債 権	88,989	94.58	93,218	94.75	4,229	0.17		
合 計	94,083	100.00	98,379	100.00	4,296	_		
保 全 額 (B)	4,675		4,767		92			
貸倒引当金(C)	2,018		1,975		△43			
担保、保証等(D)	2,656		2,792		136			
保全率〔(B)/(A)〕	91.77		92.37		0.60			
保全·保証等控除後 [(C)/((A)-(D))] 債権に対する引当率 [(C)/((A)-(D))]	82.82		83.38		0.56			

- 注 1. 「破産更正債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

 - 3.「要管理債権」とは、3ヶ月以上の延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件緩和を行っている債権です。 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。 5.金融再生法開示債権には貸出金以外の債権(債務保証・未収利息・その他与信に関連する仮払金等)が含まれています。

 - 6.「貸倒引当金(C)」は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。



